

	<p>我が国の高齢化が著しく進む中、大阪市内に居住する障がい者も同様に高齢化しているため、各々の障がいに対応し安心して生活し続けることが出来るよう、大阪市の各部局が計画を作成する際には、障がい当事者の意見反映を含めて特段の配慮を要望する。</p>		<p>【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 認定グループ 電話：06-4392-1730</p>
7	<p>【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7970 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026</p> <p>本市では、障がい者施策を総合的に推進する観点から、「大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定し、各種取組を進めています。また、計画の策定に際しては、障がい当事者も参画していただいている本市障がい者施策推進協議会委員からご意見をいただきながら進めることとしています。</p> <p>その他の福祉に関する計画である、「大阪市地域福祉基本計画」、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」についても、障がい当事者である委員のご意見をいただきながら進めています。</p> <p>なお、大阪市障がい者支援計画においては、それぞれの部局において障がい理解に基づいた施策を進めることができるよう、連携をはかることとしており、庁内会議である大阪市障がい者施策推進会議等を通じて、関係部局間相互の連携・協力体制の構築に取り組んでいます。</p>	回答	<p>本市においては、地域生活支援事業として、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする日中一時支援事業を実施しております。令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、生活介護の基本報酬についてはサービス提供時間ごとに、8時間以上9時間未満まで設定されたことに加え、延長支援加算は9時間以上の支援が評価される体系に改定されました。また、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいても、預かりニーズに対応した延長支援加算の改定が行われております。これらの改定により、例えばこれまで生活介護等の営業時間終了後に日中一時支援事業による預かりニーズへの対応がなされていたケース等について、営業時間の延長により、支援ニーズの一部は生活介護等での対応が可能になることが考えられ、対象事業所に対し、延長対応を視野に入れて、必要な支援を提供していただくよう、周知し、依頼しております。本市としましては、障がいのある方ご本人やご家族が安心して地域で生活できる体制整備に引き続き努めてまいります。</p> <p>移動支援事業は障がい者総合支援法に定められた地域生活支援事業の市町村必須事業であるため、報酬単価の設定などは各自治体の裁量の範囲となっております。この地域生活支援事業については、統合補助金であることから、本事業について国庫補助金の受入れは不十分になっている一方、毎年事業費は増加しているため、将来にわたる事業継続を見据え、適切な財政措置を行うことや移動支援の個別給付化について、引き続き国へと要望してまいります。</p> <p>職員研修については、区役所障がい担当者向けの職員研修を毎年行っておりますので、</p>
8	<p>いわゆる18歳の壁を解消するため、大阪市として日中活動型障害福祉サービス事業所での利用時間延長等を促進する施策を実施するとともに、移動支援事業での報酬の増額や支給要件の緩和、ならびに障がい者に係る制度全般の区役所も含めた障がい担当職員研修、引継ぎ等を含めた知識の共有に努められたい。また、障がい当事者の意向を尊重するという国の指針を踏まえた障がい者支援区分認定調査をおこなうよう強く要望する。</p>		